

提案書評価基準

1 評価方法

新潟市情報通信ネットワーク再構築支援業務について、下記のとおり評価を行い、契約候補者等を選定する。

(1) 評価概要

企画提案の内容について、各選定委員が提案評価点（提案書）及び見積価格点の採点を行い、その合計点をプロポーザル評価点（2,000 満点）とする。

総合プロポーザル評価点(8,000 点)

=提案評価点(1,800 点) + 見積価格点(200 点) × 選定委員の人数(4 名)

(2) 提案評価点（1,800 満点）

選定委員が提案書を基に採点を行う。

評価項目や評価の視点は「提案書評価項目一覧」のとおり。

提案書評価項目一覧に記載の配点は各選定委員 1 人あたりの持ち点であり、その合計点を提案評価点とする。

①評価

各評価項目について、次のいずれかの評価を行う。

ア A 、 C 、 E の 3 段階評価

イ A 、 B 、 C 、 D 、 E の 5 段階評価

段階は、次のとおり C 段階を普通とし、評価項目ごとに指標(非公表)を設ける。

A : 非常に優れている

B : やや優れている

C : 普通

D : やや劣っている

E : 劣っている

②提案評価点

評価を基に表 1 のように提案評価点を算出する。

表 1 提案評価点の算出

配点	評価点				
	A	B	C	D	E
配点に対する割合	100%	80%	60%	40%	20%
例) 100 点の場合	100	80	60	40	20

③失格条件

- 審査員合計の提案評価点が 6 割未満の場合、契約候補者等に選定しないものとする。
- 「提案書評価項目一覧」において実施必須としている項目は、本市が本事業で最低限実現したい事項である。そのため、実施できない項目があると認められる者は、契約候補者等に選定しないものとする。

(3) 見積価格点（200 点満点）

①評価

選定委員が見積書を基に表2のとおり価格点を算出する。

配点は各選定委員1人あたりの持ち点であり、その合計点を見積価格点とする。

表2 見積価格点の算出

評価項目	評価内容	配点
見積りに対する評価	(1 - 提案価格／契約上限額) × 【価格点の配点(200点)】 ※小数点以下は切り捨てとする	200点

②失格条件

提案価格が契約上限額を超える価格を提案した者は、契約候補者等に選定しないものとする。

2 契約候補者等の選定

評価の結果、総合プロポーザル評価点が上位1位となった者を「契約候補者」として選定する。なお、合計点が同じ場合は、選定委員会委員の多数決で決定し、可否同数のときは、委員長が決定する。

以上